

2023年4月24日

京都商工会議所グループ保険生命共済制度
(京商はんなり共済®) 加入事業所各位

京都商工会議所

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の
病気入院見舞金のお支払いについて
(5月8日より変更のご案内)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに心からお見舞い申し上げます。
平素より京都商工会議所の事業運営に御協力賜りありがとうございます。
ご高承のとおり、「京商はんなり共済®」では2018年6月より、本所独自の見舞金制度
をご用意しております。

病気入院見舞金につきましては、病気の治療を目的として医療機関に5日以上入院され
た場合がお支払いの対象となりますが、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染
症に罹患された場合は、「重症化リスクの高い方」に対して、特別扱い（以下「みなし入
院」）による病気入院見舞金のお取り扱いをしているところです。

今般、政府において、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上
の分類を2類相当から5類へ移行する方針が示されたことを受け、5類に移行された場合
は本所の病気入院見舞金につきましても、「みなし入院」の取扱いを終了し、お支払いの
対象を以下のとおり変更致しますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆ 「みなし入院」による病気入院見舞金のお支払い対象

		陽性診断日		
		2022年 9月25日まで	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日	2023年 5月8日以降
医療機関へ入院された場合		○ (お支払い対象)		○ (お支払い対象)
宿泊・自宅 療養された 場合	重症化リス クの高い方	○ (お支払い対象)	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)
	上記以外の方	○ (お支払い対象)	× (お支払い対象外)	× (お支払い対象外)

以上

※今後、法令の改正等がなされた場合など、本見舞金制度の取扱いを変更する可能性があります。
取扱内容や必要書類等の詳細はホームページをご確認ください。

本件に関するお問合せは、会員部 共済・雇用労務支援課 北村・高見・綿貫（電話 075-341-9783）
にて承ります。